

～保護者の皆さまへ～

須坂市公立保育園
医療的ケア児受け入れガイドライン



2025 年 6 月 1 日

須坂市教育委員会 子ども課

はじめに

近年、医療技術の進歩に伴い、日常生活を送るうえで経管栄養や導尿などの医療的ケアを必要としている子ども（以下、「医療的ケア児」と記載します）の数が増加しています。2021年6月18日に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布、同年9月18日に施行され、保育所の設置者は、医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務があることと定められました。

須坂市立保育園では、医療的ケア児を含むすべての子どもが保育園の集団生活の中で、安心して楽しく生活し、仲間と共に育ち合い成長していくことを保障する保育を目指しています。

そのために、保育園では、医療的ケア児を受け入れるうえで留意すべき点や、緊急対応等を定めたマニュアルの整備、職員研修、など様々な準備が必要です。

本ガイドラインは、医療的ケア児の円滑な受け入れが図られるように、保育園において医療的ケア児を受け入れるにあたっての基本的な考え方や、受け入れにあたり必要となる手続きや医療的ケアを行いながら保育を実施する場合の具体的な内容についてまとめたものです。

職員はもとより、保護者をはじめ関係者の皆様が本ガイドラインを活用され、子どもたちが、安心安全な保育を受けられる指針となることを願い作成しました。

2025年6月1日

目 次

第1 基本的事項

- 1 保育園で行う医療的ケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 対象児童について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 受け入れ体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2 医療的ケア児の入園までの手続き

- 1 入園までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 医療的ケア実施の申し込みについて・・・・・・・・・・ 3

第3 医療的ケア児の入園後の継続などについて

- 1 進級にあたっての医療的ケアの継続について・・・・・・・・ 3
- 2 入園後の医療的ケアの内容変更について・・・・・・・・・・ 3

第4 保育園での生活について

- 1 1日の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 行事や園外活動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 園生活における配慮について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 緊急時および災害時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 医療的ケア実施に関する情報の共有・連携・・・・・・・・ 5
- 6 衛生管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 7 職員の研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第5 保護者へのお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第1 基本的事項

1 保育園で行う医療的ケア

(1) 保育園が提供する医療的ケアの内容は、利用の可能性を検討する中で、保育園の人員配置や施設設備の状況から、保育園で安全に対応ができる医療的ケアであることとします。なお、人工呼吸器による呼吸管理等、高度な医療機器を使用するものなどは、対象とならない場合があります。

また、担当看護師（以下「看護師」）は医師の指示書をもとに園での対応を検討し、「医療的ケア実施計画書」に沿って医療的ケアを実施します。

＊「医療的ケア」とは、主治医の指示に基づき保育所等で実施される、疾病等の治療を目的としない児童の日常生活を営むうえで必要な医療的行為であって、看護師が保育園で当該医療行為を行うことに支障がないと児童の主治医が認め、かつ、その主治医から指示を受けたもののことです。

(2) 医療的ケアの内容が服薬のみの場合は、医行為に該当するか主治医に確認します。医行為でない場合は医療的ケアの対象外とし、「与薬連絡票」にて対応します。

2 対象児童について

保護者の就労等の理由により、保育園で保育を行うことが必要な児童となります。また、保育園における集団生活を実施することが適切であるという医師の判断等に基づき、集団保育が適切と教育委員会が認める児童となります。

3 受け入れ体制

(1) 受け入れ開始時期は4月1日入園を基本としますが、年度（4月1日から翌年3月31日）途中の入園は園の状況（職員の配置、園の定員など）により入園が可能かを判断します。

(2) 受け入れることのできる公立保育園は、設備や看護師、保育士の受け入れ態勢が整っている須坂市立高甫保育園（以下「保育園」と記載します。）とします。

(3) 保育園での医療的ケアを行える時間は、安全な医療的ケア実施のため、（祝日を除く）月曜日から金曜日の8:45～16:30とします。

保育時間については、医療的ケア児の健康状態、保護者が保育を必要とする就労の状況等を勘案し、保護者と園長と相談のうえ決定します。

(4) 保育園で医療的ケアを行うことのできる職員は、保育園の看護師のみとなります。なお、保育士等他の職員は医療的ケアを行うことが法律で認められていないのでご承知ください。

(5) 常勤の看護師が不在の場合、代替職員（看護師）が医療的ケアを実施します。また、保育園で医療的ケアが実施できない場合は、登園を控えていただくことをお願いします。

(6) 医療的ケア対応時間（月～金曜日の8:45～16:30）以外の保育時間に、医療的ケアが必要になった場合は、保護者へ連絡し、緊急時は緊急対応を行います。

※緊急時の場合、保護者への連絡は前後します。

第2 医療的ケア児の入所までの手続き

1 入園までの流れ

利用相談

- ・子ども課または高甫保育園へご相談ください。(問い合わせ先は、最後のページにあります)
- ・お子さんの健康状態など確認し、保育園見学のご案内をします。



保育園見学

- ・お子様を連れて保育園を見学していただきます。
- ・入園までの流れや園生活などについて説明します。
- ・必要に応じて、医療的ケア実施の様子や家庭等での様子の確認や関係機関へ情報収集をさせていただきます。



入園申し込み・医療的ケア申し込み

- ・必要書類を提出していただきます。
- ・書類内容について、医師等に確認を行う場合もあります。



教育委員会にて医療的ケア児受け入れ検討会（以下「検討会」）を実施

- ・お子さんの見学時の様子や医師の指示書などをもとに、保育生活や医療的ケアが安心安全に提供できるか審査します。



結果通知：文書で通知します



利用決定の場合

- ・保護者や園(関係機関)で面談や聞き取りを行います。
- ・お子さんの医療的ケアの内容や保育の確認を行いながら、園での「医療的ケア実施計画書」や「緊急対応マニュアル」の作成を行います。
- ・「医療的ケア実施計画書」の内容について、保護者から承諾をいただきます。



保育利用開始

- ・保育利用開始数週間は園生活に慣れるために、必要に応じて短時間の保育や保護者同伴での保育を行います。

*医療的ケアの受け入れは年度単位となります。年度ごとに書類を提出していただき、検討会を実施し、受け入れ可否を審査します。

2 医療的ケア実施の申し込みについて

(1) 医療的ケアに関する書類は以下の通りです。園に提出となります。

- ①様式第1号「須坂市保育所等における医療的ケア児の保育利用に係る医療的ケア実施申込書」
- ②様式第2号「須坂市保育所等における医療的ケア児の保育利用に係る調査票」
- ③様式第3号「緊急時対応調査票」
- ④様式第4号「主治医意見書」
- ⑤様式第5号「診療情報提供書 兼 医療的ケア指示書」
- ⑥他、児童の状況によって必要な書類

(2) 受け入れは1年度単位で更新手続きが必要となります。更新手続きの際は、上記の書類を再度提出していただきます。

(3) 医療機関に必要な文書の依頼や費用負担は、保護者になります。

第3 医療的ケア児の入園後の継続などについて

1 進級にあたっての医療的ケアの継続について

- (1) 進級にあたって、次年度も医療的ケア実施が必要な場合は、保護者と園長で面談を行い、更新手続きを説明します。
- (2) 1年度単位で実施する医療的ケアの継続については、保護者から提出された書類にもとづき、児童の健康状態を勘案して検討会で審査します。

2 入園後の医療的ケアの内容変更について

医療的ケアの内容に変更があった場合、以下のとおりご対応ください。

- (1) (様式第7号)「須坂市保育所等における医療的ケア児の保育利用に係る利用変更届出書」(以降、変更届という。)、(様式第5号)「診療情報提供書 兼 医療的ケア指示書」をご提出ください。
- (2) 児童の健康状態や提出された書類をもとに、医療的ケアの内容を変更して問題ないか教育委員会にて審査します。
- (3) 結果については(様式第8号)「利用変更可否決定通知書」にて通知します。

第4 保育園での生活について

1 一日の流れ

(1) 登園

医療的ケアに必要な医療機器・用具、医薬品等については、職員と保護者とでチェックを行い預かります。

児童の家庭での様子や健康状態について、連絡帳などを活用しながら、保護者と確認します。

(2) 日中の保育

児童の健康状態を考慮しながら、友達と一緒にの活動などは、園の一日の流れに沿って、看護師や保育士などが連携を測りながら保育します。

(3) 医療的ケアの実施

保育中の医療的ケアは保育園の看護師が行います。保育中の医療的ケアは「医療的ケア実施計画書」に沿って行われます。それ以外のケアは行いません。

(4) 降園

お迎え時は、連絡帳などを用いて、日中の様子や医療的ケアの実施状況を保護者に伝えます。登園時に預かった医療的ケアの医療機器・用具、医薬品等を返却します。

2 行事や園外活動について

行事や園外活動については、事前に保護者に説明をし、必要に応じて、参加可能かどうか主治医へ確認をしていただきます。また、土曜日の行事については、看護師は不在のため、医療的ケア実施は保護者をお願いすることとなります。

児童の体調や状況により、安全な保育や医療的ケアを確保できないと保育園が判断した場合は、参加を見合わせる場合があります。その場合、事前に保護者に説明します。

3 園生活における配慮について

(1) 園生活における配慮については、「(様式第4号) 主治医意見書」「(様式第5号) 診療情報提供書兼医療的ケア指示書」をもとに、保護者と園長、看護師、担任保育士等で面談を行い確認します。

(2) 特に食事の形態の配慮が必要な場合は、給食担当者、管理栄養士等も加わって面談を行い、対応について相談させていただきます。園では、一度にたくさんの量の給食を作るため、給食やおやつの内容、食事提供方法について、個別対応が難しいこともあります。給食対応については、「特別給食の基本的な考え方」をご覧ください。

4 緊急時及び災害時の対応

- (1) 保育園は、緊急時の対応マニュアルを作成します。緊急時はマニュアルに沿って対応します。
- (2) 体調の急変等の緊急時については、園長の指示のもと、児童の状況を保護者に連絡し、必要時には救急搬送を依頼します。
※緊急時の場合、保護者への連絡は前後します。
- (3) 災害発生時は、他の児童同様、保護者に迎えをお願いします。災害発生に備えて、非常食や医薬品、医療材料の備蓄、医療機器のバッテリーの確保に関して、保護者や主治医と確認し、必要があれば準備します。
- (4) 栄養チューブが抜けた場合は、保護者に連絡します。再挿入は保護者が責任を持って行ってください。

5 医療的ケア実施に関する情報の共有・連携

- (1) 児童が保育園で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で安心安全に過ごせるように、保護者の同意のもと、園長、保育士、看護師等の園職員、園の嘱託医及び児童の主治医等が連携して実施します。
- (2) 保育士・看護師等は、医療的ケア児の様子や状況・情報を、園長に報告・連絡・相談し、児童に関する情報を職員間で共有する体制を作ります。

- (3) 利用している福祉サービスなどの関係者と情報共有する場合は、事前に保護者と相談し同意を得て実施します。

6 衛生管理

- (1) 保育園は、医療的ケアが安全に実施できるよう環境の整備を行います。医療的ケアに必要な医療機器・用具、医薬品等については保護者と取り扱いについて確認し、保育園で使用する時は、衛生的に保管します。
- (2) 医療的ケアに必要な物品は、保護者に準備をお願いします。園生活において児童個人に必要な物品は、保護者が準備をお願いします。

例) 経管栄養を行っている場合は、チューブ固定のテープ シリンジ
吸引が必要な場合は、吸引器
食事に必要なトロミ剤
児童に合わせた食器 など

7 職員の研修

- (1) 医療的ケアが安全かつ適切に実施されるために、保育園で勤務する看護師、保育士の知識・技能の向上のための研修を実施します。
- (2) 実践的な研修実施や、ヒヤリ・ハット等の記録や職員同士での情報共有を行い、園で安全な医療的ケアを実施できるように努めます。

第5 保護者へのお願い

保育や医療的ケアが安心安全に行われるには保護者と園の連携が必要不可欠です。保護者は、実施申込書の同意書及び本ガイドラインの内容や保育園との間で確認した内容についてご承諾いただくとともに、児童の状況を園と共有し、日々の保育生活において疑問や心配事があればすぐに相談してください。

お問合せ先

【須坂市教育委員会 子ども課】

電話 026-248-9026

電子メール kodomo@city.suzaka.nagano.jp

【須坂市立高甫保育園】

電話 026-245-4154